



# 高齢者の医療をみんなで支える 75歳以上の高齢者などが対象「後期高齢者医療制度」

今年度の保険料の計算方法や納め方などをお知らせします。

**問い合わせ** 国保課（市庁舎1階、保険料に関する場合は保険料係、☎65・4139、65・4140、保険証の交付や医療費に関する場合は給付係、☎65・4138）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）

後期高齢者医療制度は、医療費の約5割を税金などで、約4割を若年者の保険料、残りの1割を高年齢者の保険料で賄う仕組みです。

保険料を算出する保険料率は、制度を運営する北海道後期高齢者医療広域連合が、原則2年ごとに見直します。

今年度の保険料は、均等割額が5万205円、所得割額の基礎となる所得割率が10・59%、保険料の限度額は62万円です。（図）

## 保険料の計算方法

国民健康保険では世帯ごとに保険料を納めますが、後期高齢者医療制度では加入者一人ひとりが保険料を納めます。保険料は、すべての加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年所得※1に応じて負担する「所得割額」の合計で、加入者ごとに計算します。

## 図 今年度の保険料

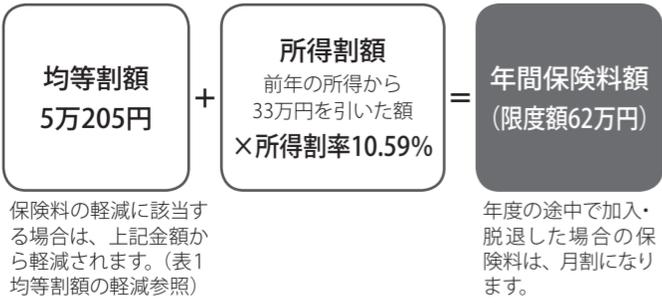


表1 均等割額の軽減

| 軽減割合 | 世帯主と加入者の前年所得の合計が次の金額以下                  | 軽減後の均等割額 |
|------|---|----------|
| 8割   | 33万円かつ加入者全員が所得0円（年金収入80万円以下で、その他の所得がない） | 1万41円    |
| 8.5割 | 33万円                                    | 7530円    |
| 5割   | 33万円+（28万円×加入者数）                        | 2万5102円  |
| 2割   | 33万円+（51万円×加入者数）                        | 4万164円   |

65歳以上の公的年金所得分は、さらに15万円を限度に差し引いた額で判定します。

表2 均等割軽減の拡大内容

|    | 平成30年度             | 今年度              |
|----|--------------------|------------------|
| 5割 | 33万円+（27.5万円×加入者数） | 33万円+（28万円×加入者数） |
| 2割 | 33万円+（50万円×加入者数）   | 33万円+（51万円×加入者数） |

表3 被用者保険の被扶養者であった人の軽減見直し

| 区分  | 平成30年度 | 今年度                      |
|-----|--------|--------------------------|
| 所得割 | かかりません | かかりません                   |
| 均等割 | 5割軽減   | 制度加入から2年を経過していない期間のみ5割軽減 |

所得の状況により、均等割の軽減割合が8割、または8.5割に該当することがあります。

今年度から、均等割額の5割軽減と2割軽減の範囲が拡大されました。（表2）

軽減は加入者全員と世帯主の所得で判定します。世帯主が加入者でない場合も判定の対象となります。65歳以上の人の公的年金所得は、対象となる所得から15万円を限度に差し引いた額で判定します。収入がない人や扶養となっていない人、障害年金や遺族年金などの非課税所得のみの人でも、軽減対象となるには、申告が必要となります。

**被用者保険の被扶養者であった人の保険料の軽減**  
後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった人の均等割軽減期間が、見直されました。（表3）

※2 今年度均等割の軽減割合が8割、8・5割に該当する人（表1）の均等割の軽減が、今年度から見直されました。詳細は、広報おびひろ5月号5頁の「保険料の軽減特例が見直されました」をご覧ください。

**均等割額の軽減**  
世帯の前年所得に応じて均等割額の軽減があります。（表1）※2

## 保険料の納め方は2通り

◆特別徴収（年金からの天引き）  
年6回の年金受給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。  
対象者  
・年金受給額が年額18万円以上の人（ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の1期分の特別徴収額が、1回分の年金受給額の2分の1を超える場合は除く）

◆普通徴収（口座振替または納付書）  
今年度の保険料額（4月～翌年3月の12カ月分）を、7月～翌年

3月の9回に分けて口座振替または納付書で納めます。  
対象者  
・年金受給額が年額18万円未満の人

・納付方法を特別徴収から口座振替へ変更する手続きをした人  
**納め方**  
口座振替で納める場合、振替日は7月（第1期）から翌年3月（第9期）までの各月の末日です。ただし、12月（第6期）は除きます。末日が土・日曜日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。

なお、年度の途中で75歳になった人や、帯広市に転入してきた人、保険料の軽減などで一度特別徴収が停止になった人などは普通徴収となりますが、翌年度の途中で特別徴収に変更になる場合があります。

**納め方の変更**  
・特別徴収から普通徴収（口座振替）へ  
特別徴収で保険料を納めている人でも、口座振替に変更することができません。希望する人は、「口座振替依頼書」と「納付方法選択申出書」の提出が必要です。国保課保険料係へ申し込みください。

**手続きに必要なもの**  
①通帳など口座番号が分かるもの  
②口座の届け出印  
③保険証

なお、帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行のいずれかで口座振替をする場合は、キャッシュカードと暗証番号による手続きも可能です。手続きは随時受け付けていますが、特別徴収を停止する際、2～4カ月程度かかるので早めに手続きをしてください。

## 保険証を更新します

今年度の保険証を、7月下旬に郵送します。新しい保険証（オレンジ色）が届いたら、今までお使いの保険証（桃色）は破棄してください。

また、医療機関での自己負担割合や自己負担限度額などの詳細は、保険証に同封するチラシをご確認ください。

## すべての加入者へ医療費通知を送付します

受診状況の再確認と健康管理の重要性をより強く認識してもらうため、加入者が受診した医療機関名と医療費が記載された医療費通知を、年2回、9月と3月に送付します。

## 後期高齢者健診・歯科ドック（年1回無料）を受診しよう

4月下旬に、生活習慣病の予防や早期発見を目的とした、健診の無料受診券をオレンジ色の封筒で送付しています。健診は、指定病院やコミセンなどで受診できます。また、歯科ドックは市内の十勝歯科医師会会員の歯科医院で受診できます。詳細は、受診券に同封している「お知らせ」をご確認ください。